

はしがき

本書『アメリカ合衆国憲法体制と連邦制—形成と展開』を上梓するにあたって、本研究のきっかけや動機についてお話ししておこうと思う。というのもタイトルにある「連邦制」自体がわが国とは縁遠い統治機構であり、なぜわざわざこれを研究する必然性や必要性があるのか、疑問に思われる読者もいるはずだからだ。

■ きっかけ

2年間の役所勤めの後、1986年4月に大学院に入ったのはいいが、なかなかテーマが見つからない。恩師成嶋隆先生はフランス憲法の専門家で、大学院に入る前からフランス語文献の講読を指導してくださっており、おぼろげにフランスといえばフランス人権宣言というぐらいの目星を付けていた。前年、役所を辞めると決めた頃には、まだ大学院に入る道は不透明だったこともあり、それほど深い理由もなくロータリー財団の留学奨学金に応募し補欠合格を得ていた。それがしばらくすると合格に変わり、留学の資金援助がもらえることになった。留学先の大学から合格通知をもらわなければロータリーの奨学金も無しになるので、それは勿体ないと、フランス語でフランスの大学から入学許可を得るのは相当困難と思い、とにかく英語で入学を認めてくれるアメリカの大学を探し、カリフォルニア州立大学サクラメント校に行くことになった。同年夏のことである。そこで、しばらくフランスのことは忘れることになった。

サクラメントは、私にとっては初めての海外生活で、当初、生活も勉強も戸惑うことばかりであった。特に憲法の授業は、ロースクールでもないのに判例研究中心で、立て続けにいくつもの判例を予習復習することが欠かせなくなった。それらアメリカ憲法判例を理解しようとするにあたって、特によく分からない判決理由の記述が、本書のテーマである連邦制であった。

連邦最高裁が受理したから最高裁判例になっているわけだが、州の最高裁判決を不服とする当事者からの上告を連邦最高裁が受理するかどうか、長々と理由を説明して、州の権限はかくかくしかじかであるのに対して、連邦政府（立法府）の権限はかくかくしかじかであり、そのことは連邦憲法制定議会の議論でもかくかくしかじか……と、かなりの部分を占めている。わが国であれば三審制の最終段階の裁判所として、最高裁が判決理由を述べる場合に、そのように「下級審」か

ら上告を受理する理由を延々と述べることはなかろうに、なぜアメリカの連邦最高裁はそのような面倒な議論を好んでするのだろうか、むしろ妙なところに興味を持った、または躓いたのであった。

結局、最高裁以外は「下級審」裁判所と思い込んでいた私の思い込みのせいであることが、だんだん分かってくる。アメリカ連邦最高裁から見て、州最高裁ははたして下級審で、したがってその判決を覆すなどの権力行使ができるのかどうか、少なくともアメリカの過去においては重要な論点だったのだが、そのような合衆国の歴史も連邦制の仕組みも何も知らぬ間に現地に乗っていった私の無謀さがこのような躓きを招いたと理解したころには、ロータリーの留学期間の1年がほぼ経過していた。こうして無事？ 修士論文のテーマを手にして帰国できたのであった。つまり、合衆国連邦制がどのようにしてできて、どのように展開し発展してきたのかを明らかにすることである。

■ 修士論文

その後、収集してきた書籍や論文のコピー、新たに取り寄せたりした書籍などを総合的にまとめること1年半、ようやく1989年1月に『アメリカ合衆国連邦制の研究』という修士論文を完成させて提出した。その全体構成を把握するために目次を見ると、「序章 問題提起」にはじまり、「第一章 植民地の建設と自治の発展—連邦制の萌芽」、「第二章 イギリス本国との抗争と植民地連合の形成—連邦制の模索」、「第三章 植民地の独立と連合規約体制の形成—連邦制の誕生」、「第四章 合衆国憲法の制定—連邦制の完成」、「第五章 連邦最高裁判所の連邦制解釈—連邦制の変遷」、そして、「終章 現在の連邦制と今後の研究課題」というように、連邦制を基軸にして合衆国憲法体制の歴史的流れの一端を整理し考察しようとするものであった。

つまり、本書の構成と似ている、または、基本的な話の流れは同じであるとの印象を持たれるであろうが、その通りである。しかし、本書「初出一覧」にあるように、「書き下ろし」という部分は、修士論文のある部分を大幅に書き直した上で本書に組み入れたものであったり、まったく無関係にその後書き加えた部分であったりする。初出表示がされている部分は、継続して研究して刊行した論説等を、さらに書き直して本書に組み入れた部分であり、修士論文とそれほど同一性はない。分量的にも「400字詰め原稿用紙」で462枚の修士論文は、刷り上がりで200頁程度であろう。つまり本書との差である約400頁はその後の追加分という

ことになる。

■ 本 書

このような34年前の研究のきっかけや動機と構想が本書の基礎に存在しており、上述の修士論文で不足していた部分や不十分であったところを、その後の研究で補足し継ぎ足し、また少し発展させながら、論説として長い年月をかけて執筆してきた。しかし、時間は今後も未来永劫流れていくわけで、ある程度のところで区切りを付けなければ一冊の書籍にまとめられない。そこで、ようやく今回の刊行に至ったのである。

修士論文を終えてから幸運なことに東北大学の大学院博士後期過程で、遠藤比呂道先生や藤田宙靖先生にお世話になり、3年間は連邦制関連の研究を少し進めることができた。その後1992年に南山大学に職を得て、1996年からフランスのエクサンプロヴァンスとアメリカのヴァージニア州ウィリアムズバーグで2年間在外研究をする機会を与えられた。その間、本書のテーマである合衆国連邦制と少しは関連するが、フランス人権宣言とヴァージニア権利章典との関連性に関する研究を手掛け、その点も含めた、『フランス人権宣言の精神』（成文堂）という書籍を2007年に刊行した。

これについて少々説明すると、次のようになる。本書第3章で「イギリス北米植民地の独立と邦憲法」を扱っているが、その研究をしている過程で、フランス人権宣言はヴァージニア権利章典やアメリカ独立宣言から着想を得ている、少なくとも影響を受けているのではないかという議論、いわゆる、「イェリネック＝ブトゥミー論争」に端を発する議論がアメリカで数多くなされていることを知り、その真否を私なりに明らかにしないと先に進めないと感じた。そこで、アメリカ連邦制よりも先にフランス人権宣言の研究に取り掛かることになったのである。そして、アメリカ独立宣言は文章的表现が多く、フランス人権宣言は条文化されているので、その形式面に限っては条文化されているヴァージニア権利章典の影響があると言っても良いが、それ以外はフランス固有の歴史や思想、動因によってフランス人権宣言は起草されたのであり、それほど単純にヴァージニア権利章典がフランス人権宣言に直接間接に影響を与えたと主張する根拠を見出すことは困難だと結論付けたのであった。

その後、2019年に『受刑者の人権と人間の尊厳』（日本評論社）を刊行したが、確かに本書とは関連性を見出しがたい（その意味では2015年の『刑務所改革』（集英社

新書)も同様)。前著『フランス人権宣言の精神』の「はしがき」で、爾後、アメリカ連邦制研究という本来の研究に戻る、と言っていたにもかかわらず、なぜそうはならなかったのか、『受刑者の人権と人間の尊厳』の「はしがき」で、その理由を次のように説明している。

「私が居住する名古屋からそれほど遠くないところにある名古屋刑務所(みよし市)で、2001年および2002年に、刑務官による受刑者死傷事件が発生した。それがきっかけで、……この約10年間は、受刑者の人権と刑務所のあり方について研究することに主たる時間や労力を費やすことになった。」そして、その「はしがき」の終わりの方で、また、次のように今後の自分の課題を述べていた。

「今後、近代人権の淵源を探索し、そのために作られた統治のための制度を解明することを目的に設定した、元々の私の研究テーマである、『アメリカ合衆国憲法の制定過程と連邦制』という『本来の研究に戻り、また一定の結論を早めに得るために尽力するのが、私のこれからの課題となる』のである。」その後のコロナ禍で、その「課題」も一進一退の進捗状況であったが、本書でようやくひと区切り付けたことになったのではないかと思う。

■ これから

こうして振り返ると、近代憲法で、受刑者の人権を含む近代人権を保障するメカニズムの1つとして、権限が一手に掌握されることがないように三権分立が構築されたが、アメリカ合衆国連邦制は、そのような近代統治機構の水平分権に加えて、強固な垂直分権をも構想し、実現し実験してきたと捉えることができるであろう。

また、統治機構の垂直分権としての連邦制が、近代人権の保障メカニズムの1つとして捉えられるとして、それは近代統治機構のすべてではなく、あくまでも一形態でしかない。そして、水平分権である三権分立の観点からは、わが国は厳格な分権形態とされるアメリカ大統領制ではなく、議会と内閣の一定の関係性を軸にする議院内閣制(ウェストミンスター型)を採用した。議院内閣制の特徴の1つである議会解散についても、上院の解散が含まれる場合や、解散するにも一定の期間を経て2度の立法拒否があった場合に限定されるなど、様々なバリエーションがある。これは行政権の担い手である内閣と立法権の担い手である議会との間の権力関係をテーマにするもので、正に三権分立の問題である。

今後の私の研究は、わが国にもう少し関心を引き付けて、かつて少し手掛けた

「解散権の限定」を再度テーマに設定しつつ、大統領制ではない別の統治機構の一形態である議院内閣制のあり方を探求しようと思う。

本書の刊行のためにご尽力いただいた法律文化社の畑光さん、徳田真紀さんには、出版企画から内校そして出版までを通して、大変なご無理をお願いし、またご理解とご協力を頂いた。心より感謝申し上げます。

2023年10月

澤登文治